HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	監査期待ギャップの論理と必然性
Author(s)	吉見, 宏; Yoshimi, Hiroshi
Citation	經濟學研究, 53(3), 325-338
Issue Date	2003-12-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5359
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES_v53(3)_19.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 *53-3*
北海道大学 2003.12

監査期待ギャップの論理と必然性

吉見　宏

1．序

監査期待ギャップ（audit expectations gap）問題の存在が認識されたのは，委員長の名を取って一般にコーエン（Cohen）委員会と呼ばれる，アメリカ公認会計士協会（AICPA）「監査人の責任委員会（The Commission on Auditor's Responsibilities）」が 1978 年に発表した報告書においてであったということは，広く認識されているところである[1]。ここでコーエン委員会は，期待ギャップを「監査人が現実に行っていることと財務諸表利用者が監査人に対して抱く期待」の間のギャップとしている[2]。そして，そのギャップの原因として不正の発見に対する監査および監査人の責任の問題を重視し，この問題への監査および監査人の積極的な対応を求めている[3]。

上記の期待ギャップは，不正問題について生じた期待ギャップである。そもそもコーエン委員会は，60 年代から 70 年代にかけての監査人への訴訟の多発という現実を背景に組織されたものである。すなわち，企業の不正を監査において発見できなかったことに対する法廷での監査人への責任追及に対し，不正の発見は監査の第一義的な目的ではないとする監査人側の主張が多くの場合には認められず，監査人が多額の損害賠償責任を負うという状況への対応が，コーエン委員会報告書における期待ギャップ問題の認識であり，不正の発見に対する会計専門職の積極的姿勢の表明であったのである。

とすれば，期待ギャップという用語をもってこの問題が認識されたのがコーエン委員会報告書においてであったとしても，期待ギャップ現象そのものはそれ以前に存在していたことになる。それはどのようにして存在し，あるいは存在し得たのであろうか。

また，コーエン委員会報告書でも指摘されているように，初期の監査論にあっては，不正の発見が監査目的の１つとして明確に認識されていたが，それが主たる目的から従たる目的に，そして不正の発見について監査人の能力に限界があることを強調する方向へと変化していったのである[4]。このことを単純に考えれば，不正の発見が監査の主目的と考えられていた時代に

1）AICPA（1978），pp.xi-xii. 邦訳 xii 頁。吉見（2003），127 頁。

2）AICPA（1978），p.xi. 邦訳 xii 頁。その後みられるものも，多少の違いはあるが，大意はほぼこれと同様と考えられる。たとえば，Guy and Sullivan（1988）は，「一般大衆および財務諸表利用者が会計士および監査人が責任あると信ずることと，会計士および監査人自身が責任あると信ずることとの差異」とする（Guy and Sullivan（1988），p.36）。ここでは，監査に期待を持つ者として，財務諸表利用者と共に一般大衆が挙げられていることが特徴的である。また，Power（1997）は，「一般大衆が期待すること（不正の発見）と監査人が遂行していると主張すること（『適正性』や『真実かつ公正』といった概念に訴えた，財務諸表に対する意見）との間のギャップ」とする（Power（1997），p.22）。ここでは，一般大衆の監査への期待が不正の発見にあることを明示していることが特徴的である。

3）AICPA（1978），section 4. 邦訳第４章。

4）AICPA（1978），pp.33-34. 邦訳 64-65 頁。Power（1997）の指摘にあるように，不正の発見が監査

あっては，期待ギャップ問題は存在していなかったようにも思われる。

しかしながら，財務諸表利用者が抱く期待は，必ずしも不正問題に限られるわけではない。期待と現実にギャップがあることは，一般的にいえばむしろ自然なことである。そもそも監査において財務諸表利用者が監査人に対して期待を抱くことが，期待ギャップを生む原因である。とすれば，財務諸表利用者が監査人に対して期待を抱きうる構造の理解こそ，期待ギャップの理解につながることになる。

本稿では，かかる認識のもとで，監査期待ギャップの内容について検討するとともに，それが監査構造そのものに起因するものであることを明らかにする。加えて，不正問題についての期待ギャップが，コーエン委員会報告書において認識される以前にどのような展開をみせたのかを概観する。

2．期待ギャップの分析と拡大

コーエン委員会報告書から約10年後の1988年，カナダ勅許会計士協会(CICA)「監査についての一般大衆の期待研究委員会（The Commission to Study the Public's Expectations of Audits)」，通称マクドナルド（MacDonald）委員会は，その報告書を刊行した。ここでは，社会一般の監査に対する期待を検討し，これを基準ギャップ（standards gap）と業務ギャップ（performance gap）に大別している。前者はさらに，①（一般大衆の）不合理な期待（expectations unreasonable）によるものと，②合理的な期待（expectations reasonable）に分けられ，また後者は，③現実の業務上の欠落（actual performance shortfall）によるものと，④認められはするが現に重要でない業務上の欠落（performance shortfall perceived but not real）によるものに分けられるとする。

ここで①と②は，現行の監査基準下では監査人の監査業務に含まれていないものによる期待ギャップである。これら基準ギャップは，基準を拡大することでしか対応できない期待ギャップであるが，①については，いわば一般大衆が監査に対して持つ過剰期待の部分ということになる。③は，現行基準にあるものの監査人の監査業務がこれを満たしていないために生じる期待ギャップであり，④は監査人が業務上なしているにもかかわらず，一般大衆がこれを認識していないがために生じる期待ギャップである。このため，②と③は専門職による改善が求められ，①と④は一般大衆とのよりよいコミュニケーションが求められるとする[5)]。

もっとも，この4つの分類はあくまで質的な分析であって量的な分析ではないことに留意すべきであろう。期待ギャップを考えるとき，我々は得てして①や④の可能性を考えがちであるが，マクドナルド委員会報告書では，上記のような分析の上に，現実には期待ギャップのほとんどの部分は，会計専門職自身による期待の受容と改善によって狭められるとする[6)]。すなわち，マクドナルド委員会報告書においては，期待ギャップの縮減のためには，②と③を重視していることが理解される。

マクドナルド委員会報告書における期待ギャップの分析は，一般的に期待ギャップの分析をなそうとしたものとして評価できるとともに，監査に対する期待ギャップを，一般大衆と監査人との間にその原因があるものとみていることに特徴がある。しかしながら，後述のように，期待ギャップの原因をこの2者の間にのみみることが適切であるかは別途検討の必要があるところである。

の派生的ないし二次的目的になるのは20世紀中頃，およそ1940年代以降と考えられる（Power (1997), p.21. 邦訳31頁)。

5) CICA (1988), par. 1.20.

6) CICA (1988), Executive Summary, p.4.

一方，AAA（1991）は期待ギャップ問題が専ら監査期待ギャップの面からのみ論じられているとし，会計期待ギャップ（accounting expectations gap）の存在を主張した[7]。すなわち，会計基準が網羅し得ていない，あるいは不備が認められる会計現象が現に多く存在しており，これらに対する期待が一般大衆にある以上，そこにギャップが存在するというわけである。たとえばのれんやブランド等の無形項目（intangibles）がその例としてあげられている[8]。すなわちこれらは，ディスクロージャーの不足，不備による期待ギャップと考えてもよい。

マクドナルド委員会報告書にあっても，会計基準の不備による期待ギャップの可能性は論じられているものの，同委員会報告書における「基準ギャップ」は，主として監査基準が存在しないことによるものを想定していると考えられる。たとえばその例としてはゴーイング・コンサーンの監査がある。

ただし，もとより会計情報開示と監査が密接に関連していることはいうまでもない。ゴーイング・コンサーンの監査は，わが国でも平成14年の新監査基準により導入されたが，ここでゴーイング・コンサーンの開示がそれに先行していたわけではない。むしろ，ゴーイング・コンサーン監査のためにゴーイング・コンサーン情報の開示が求められるようになったという関係を見て取ることもできる。すなわち，期待ギャップの原因には，会計情報開示を行う側，すなわち財務諸表作成者が関係するものもありうることを会計期待ギャップの問題は示しており，ディスクロージャーと監査が密接な関連を持つ以上，実は監査期待ギャップとして論じられてきたものの中に，AAA（1991）のいう会計期待ギャップが含まれている可能性があることを意味している。

一方，Humphrey et al.（1992）は，期待ギャップを①無知によるギャップと，②一般大衆の期待とそれに対する会計専門職の対応の時間的ずれ（lag）によるギャップに大別している[9]。会計専門職が①を重視してきたのに対して，ここでは②をより重視し，会計専門職の対応を求めている。

ここで②のギャップは，歴史的な認識に基づくものといえる。監査に対して一般大衆の期待が常にあるとすれば，監査の歴史とは会計専門職がそれに対応する歴史であったということができる。その対応に時間的ずれが生じるときにそれが期待ギャップとなり，またその時間的ずれが大きければ期待ギャップの大きさも大きくなる可能性があることになる。ここではもちろん，期待ギャップの内容は不正にかかわるものとは限らない。このため，不正についての期待ギャップを特に「近代的監査期待ギャップ（modern audit expectations gap）」と呼んでいる[10]。

さて，上記の欧米においては，監査期待ギャップ問題は訴訟の多発という現象を目前にして認識され，問題が顕在化したわけであるが，わが国ではそのような経緯をたどったわけではない。しかるに，Humphrey et al.（1992a）においてイギリスでなされた調査をわが国で同様に行った結果，わが国においても顕著な期待ギャップ現象が観察された[11]。この原因として，吉見（1996）では，いわゆる無知によるギャップとは別に，わが国においては，会計専門職もしくは監査の歴史の短さや社会的認知度の低さからくる，監査に期待しないことによるギャップ，すなわち，期待そのものが存在しないあるいは希薄であることから生じるギャップである，い

7）AAA（1991），pp.82-83.
8）AAA（1991），pp.84-86. 会計期待ギャップについては，杉岡（2002）第２章も参照のこと。
9）Humphrey et al.（1992a），pp.7-8. Humphrey et al.（1992b），pp.137-138 も参照のこと。
10）Humphrey et al.（1992a），p2.
11）この我が国における調査およびその分析については，吉見（1993）および吉見（1994）を参照のこと。

わば「無期待ギャップ」が存在し，これが結果として現象としての期待ギャップを大きくしている可能性を指摘している[12]。

一方，現代では監査の現象が財務諸表のみならず様々な分野でみられるようになっている。Power（1997）は，このような現代の監査の状況を「監査の爆発（audit explosion）」と表現した。上記のように，これまで期待ギャップ問題は専ら財務諸表監査の枠組みで論じられてきたが，現代の監査対象の拡張は，期待ギャップ問題が，財務諸表監査以外の新たに拡張した分野へ波及，拡張する可能性を意味するものでもあることには留意しなければならない[13]。

さて，以上のような監査期待ギャップについてのこれまでの理解をまとめると，以下のようになろう。

第一に，監査期待ギャップ問題は，まずもって職業会計人を監査人とする財務諸表監査において確認された。そして，この問題がコーエン委員会報告書において公的に認識された際には，それは不正問題（監査人による不正の発見または防止）への期待がその内容であった。

第二に，期待ギャップといわれるものの中には，会計基準の不備が原因と考えられるもの（会計期待ギャップ）や，監査に対する期待のなさによるもの（無期待ギャップ）が含まれる可能性がある。

第三に，期待ギャップの原因には，監査人が積極的に対処改善することで解消可能なもの，会計または監査基準の改訂によって解消可能なもの，不合理なものであって会計（人）または監査（人）の努力によっては必ずしも解消可能とは言えないものが含まれる。ただし，その多くは会計または監査の積極的な関与によって解消可能と考えられるものである。

第四に，期待ギャップが「期待」によるものであるだけに，その期待は純粋に不正の発見，防止に対するものに止まらない可能性がある。またこのように一般的に期待ギャップ問題を捉えたとき，これはきわめて歴史的ないし構造的な問題である可能性がある。

第五に，第四の点を念頭に置けば，現代の監査の拡張の状況は，新たな期待ギャップ問題の拡張を生む可能性がある。

3．期待ギャップ問題の監査構造的理解

前節で概観したように，CICA（1988）は，期待ギャップ問題における「期待」をきわめて一般的にとらえようとした。もちろん，そこでは不正の発見，防止への「期待」がまずもって念頭におかれていようことは言うまでもないが，かかる期待ギャップ問題の理解は，「期待」が多様なものである可能性を示すと共に，監査構造の中でこの問題を捉えることの重要性を示すものと見ることができる。そこで本節では，監査の構造から監査への期待と期待ギャップ問題を検討する。

（1）会計監査の原初的形態

現在，一般に監査論と言えば会計監査論を意味することには疑問の余地がなかろう。一方で会計監査以外の監査があることも自明であり，会計監査論を離れてより一般的な監査学の可能性，必要性が説かれることもある[14]。しかしながら，監査の最も普遍的，典型的な現象が，会計監査であることもまた事実であろう。したがって，監査の構造，原初的形態を考えるときに，会計監査を対象に検討することは理論的にも相当であると考えられる。

会計監査を考える場合に，監査と会計の関係を無視することは当然できない。人類史上，監

12）杉岡（2002）は無期待ギャップの存在を認めた上で，これを本来の期待ギャップと区分し，監査期待ギャップの持つ２つの側面として理解している（杉岡（2002），113-114 頁）。

13）吉見（2002b）参照。

14）たとえば，鳥羽・秋月（2001）参照。

査がいつに始まるのかは，会計がその原初をどこに持つのかが不明であるのと同様にもはや見いだすことはできないであろう。しかし少なくとも，会計監査を考えるとき，会計なくしてその監査があったとは考えられない。

ここでいう会計とは，一定の会計システムによる会計的認識のことである。一般的には，これらは簿記システムによって認識されると考えられるが，より原初的には，それは必ずしも記録の必要はなく，記憶のレベルでも可能であろう。

いま，ある者が会計的認識を行ったとする。その理由は様々あろう。数量計算による数量的認識が必要だったのかもしれないし，あるいは価値計算によって損益認識が必要だったのかもしれない[15]。この者が他者との関わりなく単独で会計的認識を行ったとすると，ここには監査の必然性はない。会計的認識のチェックという意味での再計算，ないし検算はある可能性があるが，これは会計的認識の中に組み込まれたものであって，監査ではない。一般には，ヒトが１人の場合にはこれを社会ということはないと考えられるが，この限りにおいては，会計の可能性はあるが監査の可能性はないということである。

次に，会計的認識を行った者Ａが，他者Ｂにその認識結果を伝達する必要が生じたとしよう。ここでは，Ａ以外のもう１人のヒトであるＢがＡと関係性を持つことになり，これはもっとも単純な社会と考えることもできる。このもっとも単純な社会において，ただＡがＢに認識結果を伝達するだけならば何も問題はない。Ｂがそれをどう認識するかはＢの自由であるからである。しかし，もしもここでＢにＡの認識結果を受け入れさせ，つまりＡとＢとの間で認識結果を共有する必要がある場合には，問題が生じる可能性がある。なぜなら，ＢがＡの認識結果をそのまま受け入れるとは必ずしも確信できないからである。まず，ＡはＢに対し，自分の認識結果をＢが受け入れやすいように説明しなければならないだろう。これを情報開示（disclosure）といってもよい。

しかし，にもかかわらず，Ｂの認識がＡのものと一致しない可能性がある。Ｂの認識は，会計的認識であろうが，Ａの認識時点とは別の，事後的な認識である。Ａの認識とまったく同じ認識をＢがなすことは不可能である。このことから，Ｂの認識がＡの認識と異なることは構造上十分にありうることである。

そこで，Ａ，Ｂ両者の認識を一致させるためにＣをおく。Ｃは，Ａの認識を再認識し，Ｂの認識との調整を図る。というよりは，ＡとＢの認識の一致を図ることがそもそもの目的であるから，ＢがＣの再認識を受け入れることを前提とし，Ｃが再認識を行う構造をあらかじめ作っておく必要がある。すなわち，ＡもＢも，Ｃの再認識結果を受け入れることを事前に承諾しておく必要がある。

この構造におけるＣこそが監査人であり，Ｃの行った会計的再認識こそ，会計監査による認識である[16]（図１）。ここでＡやＢが，Ｃの再認識結果を受け入れることを了承する理由は，ＣがＡやＢから独立していることにほかならない。この構造は，Ｂの数が増え，仮に不特定多数になっても有効であって，この場合，Ｃはそのような多者が存在する社会の中であっても独立であることが重要になる。

（２）監査期待ギャップの構造

さて，以上のような監査の基本構造を念頭において，期待ギャップ問題をここに組み入れると，どのようにこの問題が理解されうるであろうか。

ここで，Ａは財務諸表の作成者であり，Ｂはその財務諸表の利用者ということになる。財務諸表作成者（Ａ）の認識結果こそ財務（諸表）

15）藤田・吉見（1994），第１章参照。

16）吉見（1992）参照。

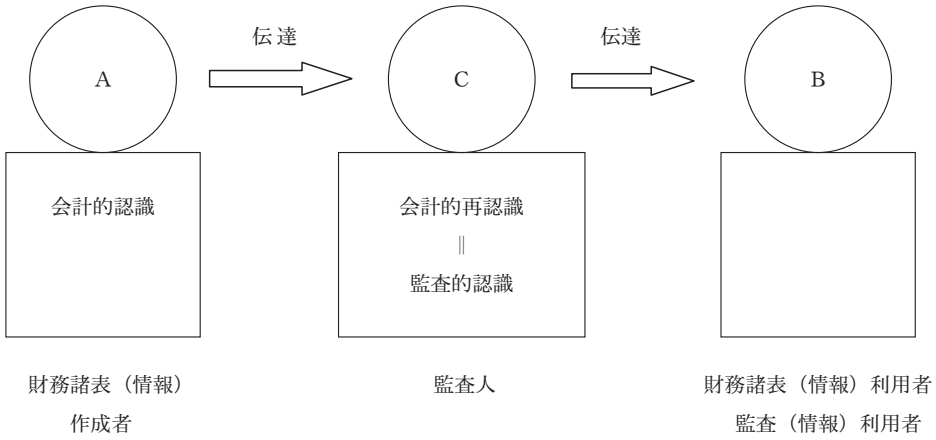

図１　会計監査の原初的形態

情報であり，財務諸表利用者（B）がその情報を利用するということは財務諸表作成者（A）の認識を共有することである。ここでは，財務諸表利用者（B）は監査人（C）による会計的再認識（会計監査）の受け入れによって，これを行うことになる。また監査人（C）については，会計的再認識情報（会計監査情報）の作成者ともいうことができる。

ここには当然ながら，これら当事者間の情報の交換がある。情報の交換とは，情報の需要と供給に基づいて行われることはいうまでもない。この情報に対する需要は，情報に対する要求であり，ここに情報に対する期待，あるいはその情報作成者に対する期待が生じるのである。この期待が与えられる情報によって十分に満たされないとき，期待のギャップが生じる。これは，情報の交換にあって必然的に生じる可能性のある期待ギャップであって，ここでは固有期待ギャップと呼んでおこう。

さてこれを監査構造にあてはめると，財務諸表作成者（A），財務諸表利用者（B），監査人（C）の三者間にそれぞれ相互に期待が生じることになる。しかしながら，このうち財務諸表利用者（B）は専ら財務諸表作成者（A）や監査人（C）の作成する情報の利用者であるという特徴を持つ[17]。そして，情報利用者としてのBは，財務諸表作成者（A）が作成した財務諸表情報の利用者であると同時に，監査人（C）が作成する監査情報の利用者でもあることになる。

ここで，財務諸表利用者（B）が財務諸表作成者（A）および監査人（C）の作成する情報を常に同時に利用する者であることが重要である。すなわち，Bは本来，財務諸表情報も監査情報も利用する情報利用者である。理念的には，上述のように情報利用者（B）が財務諸表作成者（A）および監査人（C）に向ける期待を峻別できることになるが，情報利用者（B）が財

17）期待の流れは情報の流れと反対方向に向き，情報の流れの大きさに応じて大きくなるであろう。監査人（C）の作成する監査情報は，監査情報利用者（B）に専ら向けて作成されたものであり，したがって情報の流れと逆方向になる期待の流れもBからCに向かうものが主たるものとなる。しかし，監査情報は同時に財務諸表情報作成者（A）に対しても提供され，利用される。したがって，ここでAがCに対して持つ期待も一定程度あることになる。同様に，CはAの作成する財務諸表情報の利用者でもあるから，CによるAに対する期待も相当にある。これに対して，情報利用者（B）が財務諸表情報作成者（A）および監査人（C）に対して提供する情報は少ない。したがって，財務諸表情報作成者（A）および監査人（C）が彼らの情報利用者（B）に対して持つ期待もまた少ないことになる。

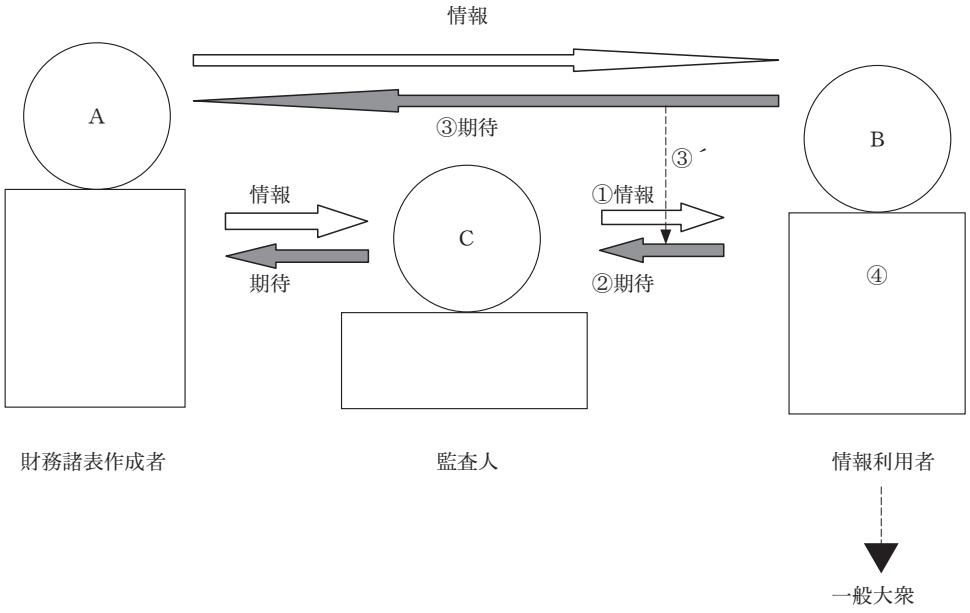

※①と②の差によるギャップ：固有期待ギャップ
　③の一部（③´）が②に加わることによるギャップ：移転期待ギャップ
　B自身が持つ無期待（④）による①とのギャップ：無期待ギャップ
　①と②＋③´＋④との差によるギャップ：監査期待ギャップ全体

図２　監査期待ギャップの構造

務諸表作成者（A）および監査人（C）の情報の同時的な利用者であることは，得てして情報利用者（B）の持つ期待には，財務諸表作成者（A）に対するものと監査人（C）に対するものが混在することを生む。すなわち，本来財務諸表作成者（A）に対して持つべき期待が監査人（C）に向けられることも生じる。このずれも，期待ギャップを生むと考えられる。これは，本来はある者に向けられるべき期待が別の者に向けられたがために生じる期待ギャップであり，ここではこれを移転期待ギャップと呼んでおこう。これは，情報利用者であるBが財務諸表作成者（A）と監査人（C）の作成する情報の同時的な利用者であるという，監査が持つ構造自体から生ずる期待ギャップとみることができる。

さらには，情報利用者（B）が財務諸表作成者（A）や監査人（C）が提供する情報を無視し，その情報を検討しないまま情報に対して何らかの見解だけを持つ可能性もある。この場合には，いわゆる無期待ギャップが生じることになる（図２）。

以上をまとめれば，ある当事者間で情報の交換が行われる以上，そこには必ず期待があり，したがって期待のギャップも普遍的に存在する可能性がある（固有期待ギャップ）。ここで，情報の流れには大小があり，それに応じて期待および期待ギャップは，その現象としての発現の可能性が高まる。さらには，監査の場合，上記のように情報の利用者が財務諸表情報および監査情報を同時に利用する利用者であるという固有の構造が，期待を他者に向けるという形での期待ギャップを生むことになる（移転期待ギャップ）。さらには，情報利用者が提供される情報を無視しながら情報に期待する場合にも期待ギャップを生む（無期待ギャップ）。

このような期待ギャップは，情報利用者（B）

の性質によってもさらに変化，展開する。すなわち，Bは財務諸表情報および監査情報の利用者であるが，かかる情報利用者は，株主としても，あるいはより一般的に潜在的投資家としても存在しうる。さらには，一般大衆としても存在する。情報利用者（B）が一般大衆として措定されるとき，その情報要求はより多様になり，したがって期待ギャップもより多様化，複雑化することが想定されるのである。

さて，以上の理解を，確認の意味も含めて監査における不正問題への期待について検討してみよう。情報利用者（B）は財務諸表作成者（A）および監査人（C）が作成する情報に対し，常にこの種の期待を持っていた。すなわち，作成された財務諸表情報には不正を含まず，また含んでいれば監査によって発見される，という期待である。この期待に対し，財務諸表作成者（A）および監査人（C）がまったく不正についての情報を提供しないならば固有期待ギャップが生じるであろう。しかし，基本的には財務諸表は不正を含むようには作成されず，また監査も不正を発見しないように企図されるものではない。特に，初期の監査にあっては，不正の発見をその主たる監査目的としていたため，普遍的に生ずる固有期待ギャップは，不正については少なかったと考えられる。

しかし，20 世紀中葉になって，不正の発見が監査の主たる目的からはずされる。監査人（C）は不正についての情報を提供していないわけではなかったが，監査対象の規模的な拡大の中で，相対的に不正についての情報の提供が減っていかざるをえなかったといってもよい。この結果，監査人（C）にとっては，不正の発見，防止への期待は，専ら財務諸表作成者（A）に対して向くべきものとなった。しかし，情報利用者（B）は不正についての期待を従前から財務諸表作成者（A）および監査人（C）に同時に持っており，その期待の方向性を変えない。この結果，監査人（C）にとってみればいまや本当は財務諸表作成者（A）に向くべき期待が自身に移転されてしまう。この移転期待ギャップは現象としてきわめて大きなものとなり，ついには監査期待ギャップ問題として認識されるに至ったのである。

4．コーエン委員会報告書以前のアメリカにおける期待ギャップ問題の展開

以上のように，期待ギャップ問題が監査構造固有の問題として存在するのであれば，アメリカにおいてコーエン委員会報告書で初めて期待ギャップ問題が認識される以前から，この問題は用語として存在していなくとも現象としては存在していたはずである。もとよりこのような理解に立てば，監査期待ギャップ問題における監査への期待とは，不正の発見，防止にかかるもののみに限られない。しかしながら，監査期待ギャップ問題がコーエン委員会報告書において認識されたのは，不正の発見と防止にかかる監査への期待とギャップが拡大し，明らかな現象として観察されたからにほかならない。そこで，ここではかかる不正の発見と防止についての期待ギャップの展開をコーエン委員会以前のアメリカにおいて見ることとする。

さて，期待ギャップ問題が現象として認識され，会計専門職によってその対応の必要性が認識されたのは，企業不正事例ないし倒産事例の発生とこれら事例に関わった監査人に対する損害賠償請求訴訟という現象によってのことである。すなわち，特に一般大衆による監査に対する期待の発現とは，特にアメリカにおいては法廷という場においてみられたことといえる。このことについての問題点はあるとしても，ここではアメリカにおける期待ギャップ問題の認識が上記のような訴訟の場においてであったという事実認識から，同様の例の中で特に肝要と思われるものを数例抽出して検討する。

（1）ウルトラマーレス事件

ウルトラマーレス事件は，監査人から真実か

つ正確（true and correct）であるとの監査済み貸借対照表を得ていた会社に融資したウルトラマーレス社（Ultramares Corp.）が，当該企業の倒産にともなって，1926 年，この監査をなしたトウシュ・ニーベン（Touche, Niven & Co.）会計事務所を相手取って損害賠償請求訴訟を起こしたものである。本事例で，会計事務所は重大な過失を認められたわけではないが，一部の賠償を行っている[18]。

本事例は，以下の点で重要である。第一に，従来，監査人が負う責任は，契約関係のある依頼者に対してのみあると考えられてきたのに対し，裁判所は重大な過失がある場合には，契約関係にない第三者に対しても損害賠償責任を負うと考え得るとする判断を示し，事実上，監査人の負う責任範囲を拡大した。すなわち，監査人は依頼者である財務諸表情報作成者のみならず，財務諸表情報，監査情報の利用者に対しても損害賠償責任を負う可能性があるということである。

第二に，本事例は後の投資家保護を目的とする法定監査制度制定以前のものであり，その制度制定の契機となったことである。本事例後の 1933 年に有価証券法（Securities Act）が，そして 1934 年には有価証券取引所法（Securities Exchange Act）が成立した。ここでは，同法の適用を受ける企業の財務諸表に対して，独立公会計士（an independent public or certified accountant）の監査証明の付与が求められた。これにより，現代に至る証券取引法に基づく強制的財務諸表監査が始まり，会計士による監査の事例が量的に大きく拡大したのである[19]。

第三に，第三者に対して損害賠償責任を負う可能性のあるかかる監査の導入にあって，本事例が，監査人が監査報告書に「意見を表明する」という文言を使うようになる契機となったことである。すなわち，事実の証明ではない意見の表明を特徴とする近代的財務諸表監査は，ウルトラマーレス事件への対処の 1 つであったとみることができる。

（2）マッケソン・ロビンス事件

本事例は 1938 年に発覚した，マッケソン・ロビンス社（McKesson & Robbins, Inc.）の私消，粉飾決算事例である。この事例では，内部統制に欠陥があったにもかかわらずその評価が十分ではなかったこと，当時の通常の監査手続にも欠陥がみられたことが問題となり，その後これらに対する対策，すなわち，基準等の整備が進められた。

1939 年に，AIA（American Institute of Accountants）は監査手続委員会（Committee on Auditing Procedure）を設置する[20]。同委員会は，この後監査手続書（Statement on Auditing Procedure; SAP）を発表することとなり，監査基準の体系的な整備が行われた。

このうち，マッケソン・ロビンス事件への直接的な対応としては，1939 年に AIA から「監査手続の拡張」[21] が公表されている。ここで特徴的なことは，財務諸表の正確性について経営者の責任を強調し，会計士が意見表明を行う監査は，不正の発見についてはこれを主たる目的としないこととされていることである[22]。

18）鳥羽（1987），353-356 頁，千代田（1987），53-54 頁，高柳（1993），192-193 頁。
19）千代田（1984），第 7 章参照。
20）千代田（1984），305 頁，千代田（1998），221 頁。
21）AIA（1939）.
22）ここでの不正の内容については金銭の使い込みが例に出されている程度で不明瞭であるが，千代田（1998）は，経営者不正をも含んでいるものと理解している（千代田（1998），219 頁）。対して盛田（1994）は，ここでの不正は従業員不正のみを指すとしている（盛田（1994），120 頁）。確かに，AIA（1939）が不正への対応として内部統制の整備を強調する点は，従業員不正の問題と直結するが，本稿では，AIA（1939）がマッケソン・ロビンス事件への対応として発表されたという理解から，経営者不正をも広く念頭に置いて書かれたものと考える。

これに対して，SEC はマッケソン・ロビンス事件に基づきこれを検討するために発表された 1940 年の会計連続通牒（Accounting Series Releases; ASR）第 19 号において，監査人に経営者不正を含む不正摘発が期待されていることを指摘している[23]。

マッケソン・ロビンス事件の重要性は，これを契機に会計士すなわち監査人が，監査について不正の発見をその主目的としないという立場を自ら作成する監査基準上で明確にしたということであり，そして，たとえば 1960 年の SAP 第 30 号に見られるように，以降この立場が堅持されていくことである。対して，一般大衆ではないが監査情報の利用者である SEC は，一方で一貫して監査人に対して不正摘発を期待するのである。たとえばそれは，1974 年の ASR 第 153 号にもみることができる[24]。

ウルトラマーレス事件とマッケソン・ロビンス事件は，いずれも戦前に発生した事例であり，これらを契機に近代財務諸表監査が成立したという関係をみることができる。これは同時に，不正発見についての期待ギャップが拡大する契機ともなったということである。しかしながら，期待ギャップ問題が会計専門職によって問題として捉えられるには，1960 年代以降の訴訟の多発を待たねばならないのである。

（3）バークリス事件

1960 年代にはいると，企業不正や倒産により財務諸表情報および監査情報利用者が監査人を損害賠償請求訴訟で訴える事例が多発するようになる。この状況は 70 年代にも継続し，この間，監査人は多くの訴訟事例において敗訴し，多額の賠償責任を負うこととなる。ここでは，その中で代表的な事例を取りあげる。

バークリス事件は，倒産したバークリス社（BarChris Construction Corp.）の社債権者が，1962 年，ピート・マーウィック・ミッチェル（Peat Marwick Mitchel）会計事務所を相手取って，有価証券報告書における重要な虚偽記載を理由に損害賠償請求訴訟を起こしたものである。本事例で 1968 年に下りた判決では，資産の過大表示と負債の過少表示について監査人の過失が認定された[25]。

本事例は，当時の会計基準の不明瞭さに起因する部分があり，このため本事例後に APB オピニオン第 5 号の発表などの対処が行われている。

本事例の重要性は，1933 年有価証券法の下で，監査人の責任が判決上明瞭に問われた嚆矢となる事件であったことにある。ウルトラマーレス事件にあっては，監査人の過失は判決上は認定されなかったが，バークリス事件ではウルトラマーレス事件後に制定された有価証券法に基づいてこれが判決上認定されたことになる。

（4）コンチネンタル･ベンディング･マシン事件

本事例は，1966 年，コンチネンタル・ベンディング・マシン社（Continental Vending Machine Corp.）の財務諸表監査を行ったライブラント・ロスブラザース・アンド・モンゴメリー（Lybrand Ross Bros. & Montgomery）会計事務所の 3 名の公認会計士が，詐欺共謀により刑事告発された事例である[26]。

本事例では，コンチネンタル・ベンディング・マシン社の経営者が，子会社を利用して資金操

23）Wallace（1995），pp.263-264. SEC, ASR No.19, 1940. 八田進二訳「会計連続通牒第 19 号」（鳥羽至英，村山徳五郎責任編集『ＳＥＣ「会計連続通牒」①』中央経済社，９-24 頁所収）。鳥羽（1987），356-363 頁。

24）SEC, ASR No.153, 1974. 八田進二訳「会計連続通牒第 153 号」（鳥羽至英，村山徳五郎責任編集『ＳＥＣ「会計連続通牒」②』中央経済社，１-31 頁所収）。

25）Wallace（1995），pp.270-271，Knapp（2001），pp.403-410. 千代田（1987），132-133 頁，高柳（1993），195-196 頁。

26）Wallace（1995），pp.269-270. 鳥羽（1987），364-372 頁，千代田（1987），133-136 頁，高柳（1993），197 頁。

作した資金を個人的な株式投機に私消して回収不能となり，この結果コンチネンタル・ベンディング・マシン社が倒産したものである。この際，監査人は資金の回収可能性を認めて適正意見の監査報告書を提出しており，かつかかる個人的な資金の流れについて財務諸表上での開示が不十分であったことを指摘され，この点が詐欺共謀とされて監査人に対する刑事訴追に至ったものである。

1969 年の判決では，３名の公認会計士に対して罰金刑の有罪判決が下された。すなわち，本事例では公認会計士が刑事上有罪とされた点で重要な事例である。また，会計事務所も損害賠償金の支払いを行っている。

本事例の判決によれば，経営者に不正の意図が見られる場合には一般に認められた会計原則や監査基準への準拠性は適正意見表明には十分ではないこと，経営者の誠実性を確認することも監査人の責務であることを示し，法廷によって「監査責任が拡張された」[27] のである。本事例後，監査基準書（SAS）第５号の発行にみられるような，監査基準および会計基準の再検討が行われた。

（５）エール・エクスプレス事件

本事例は，エール・エクスプレス（Yale Express）社の粉飾経理にあたって，同社の株主および社債権者が同社の監査人であったピート・マーウィック・ミッチェル（Peat Marwick Mitchel）会計事務所を相手取って 1967 年に損害賠償請求訴訟を起こしたものである[28]。

本事例にあっては，監査人が当初（1963 年）は粉飾経理に気づかなかったものの，後に（1964 年）これに気づき，しかしながらその事実を 1965 年まで公表しなかった。法廷では，監査人が監査証明後に気づいた事実について，その公表と過年度の財務諸表の修正が必要か否かが争われた。本事例は，和解により会計事務所側が損害賠償金を支払って解決し，判決には至っていないが，その過程で上記の公表，過年度修正義務が法廷により確認されている。この結果として，監査手続書（SAP）第 41 号の公表が行われたとされる。

（６）エクイティ・ファンディング事件

1973 年に発覚したエクイティ・ファンディング事件は，投資信託証券の販売を行うエクイティ・ファンディング（Equity Funding）社と同社を中心とした保険，証券などのグループ企業による詐欺事件である[29]。

本事例では，架空契約，生命保険証書の偽造，架空資産の計上などが，多様な方法でコンピュータを駆使して行われていた。その規模は，架空資産だけでも１億 4,300 万ドルに及ぶとされるが，監査人は長年この不正を見抜けなかった。エクイティ・ファンディング・グループ各社の監査は，異なる会計事務所が担当していたが，特にエクイティ・ファンディング社の監査を行っていたウルフソン・ウェイナー・ラトフ・アンド・ラピン（Wolfson, Weiner, Ratoff & Lapin）事務所は，きわめて杜撰な監査を行っていたとして強く非難された。1975 年には，３名の公認会計士が実刑判決を受けるとともに，本事件に関係した会計事務所は総額 4,400 万ドルに及ぶ損害賠償金の支払いに応じている。

本事例は，その不正の規模の大きさと，監査が不正の発見についてはまったく機能しなかったという事実により，アメリカにとって当時きわめて衝撃的な事件であった。1974 年には，

27）高柳（1993），197 頁。

28）Wallace（1995），pp.264-265，Knapp（2001），pp.415-421. 千代田（1987），132 頁，高柳（1993），196 頁。

29）SEC，ASR No.196，1976. 八田進二訳「会計連続通牒第 196 号」（鳥羽至英，村山徳五郎責任編集『SEC「会計連続通牒」③』中央経済社，77-86 頁所収）。Wallace（1995），p.267. 鳥羽（1987），372-383 頁，千代田（1987），138-140 頁，高柳（1993），200 頁。

本事件に関する調査報告書が公表されている。

上記のような1960，70年代の企業不正の多発は，会計専門職に対する訴訟を引き起こし，刑事，民事の両面で大きな負担を強いる結果となった。これに対する会計専門職の対応は，法廷にあっては不正の発見は監査の第一義的な目的ではないことを主張し，そして，事例の事後には，監査基準等の改訂，公表によって対応する，というものであった。すなわち，不正の発見についての自らの責任は積極的には受容せず，生じた問題に対しては会計基準ないし監査基準の不備の問題としてこれらの整備，詳細化によって対応するというものである。しかし，かかる対応によって，訴訟の数が減少することはなく，会計専門職の負担を減らすことはなかったのである。

コーエン委員会は，直接的にはエクイティ・ファンディング事件への対応の１つとしてAICPAが設置したものである。本稿において先に述べたように，期待ギャップ問題はこの委員会の報告書において認識されたわけであるが，本節において事例をみたように，訴訟という形での一般大衆の監査に対する不正発見機能への「期待」は，近代財務諸表監査が不正の発見を第一の目的としないものとして成立する中で確実に存在し，むしろ不正に関する期待ギャップを拡大させ，それが訴訟という形で現象化してきたのである。

５．結語

本稿においては，監査期待ギャップ問題は，一般的には監査構造固有の問題として存在することを示した。その上で，期待ギャップに含まれうる要素を分析した。さらに，特に不正の発見，防止に対する期待とそれによる期待ギャップ問題の発現という現実に鑑み，期待ギャップ問題の存在がコーエン委員会報告書で認められる以前のこの問題の存在を検証した。

本稿で見たように，期待ギャップ問題は歴史的にも，あるいは不正に関わるもの以外にも広く存在する。そして，近年の監査現象の拡大と共に，期待ギャップ問題はさらに拡大する可能性がある。監査情報の理解を進め，かつ監査の社会的意義を増すためにも，かかる期待ギャップ問題を認識し，その縮小のための努力が継続的に続けられねばならない。

参考文献

American Accounting Association (AAA) (1991), "Committee on Accounting and Auditing Measurement 1989-1990", *Accounting Horizons*, Vol. 5, No. 3, pp.81-105.

American Institute of Accountants (AIA) (1938), "Extensions of Auditing Procedure", *Journal of Accountancy*, June 1939, pp.343-344.

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (1978), *Report, Conclusions and Recommendations*, AICPA. 鳥羽至英訳『財務諸表監査の基本的枠組み－見直しと勧告－』白桃書房，1990年。

The Canadian Institute of Chartered Accountants (CICA) (1988), *Report of the Commission to Study the Public's Expectations of Audits*, CICA.

千代田邦夫(1984)『アメリカ監査制度発達史』，中央経済社。

――――(1987)『公認会計士－あるプロフェッショナル100年の闘い－』文理閣。

――――(1998)『アメリカ監査論』(第２版)，中央経済社。

藤田昌也，吉見宏(1994)『会計利潤の計算方法』同文舘出版。

Guy, D. and Sullivan, J., "The Expectation Gap Auditing Standards", *Journal of Accountancy*, April 1988, pp.36-46.

Humphrey, C. (1991), "Audit Expectations", in Chapter 1 of Sherer, M. and Turley, S. (eds.),

Current Issues in Auditing, 2nd. edition, Paul Chapmen Publishing.

Humphrey, C., Moizer, P., and Turley, S. (1992a), *The Audit Expectations Gap in the United Kingdom*, ICAEW.

Humphrey, C., Moizer, P., and Turley, S. (1992b), "The Audit Expectations Gap : Plus Ca Change, Plus C'est la Meme Chose?", *Critical Perspectives on Accounting*, 3, pp.137-161.

Knapp, M. (2001), *Contemporary Auditing : Real Issues & Cases* (4th edn.), South-Western College Publishing.

盛田良久(1994)「期待ギャップ基準ーチャールストン円卓会議」『企業会計』第46巻第8号，119-125頁。

Power, M. (1997), *The Audit Society*, Oxford University Press. 國部克彦，堀口真司訳『監査社会』東洋経済新報社，2003年。

杉岡仁(2002)『会計ディスクロージャーと監査』中央経済社。

高柳龍芳(1993)『監査論ノート』(改訂版)，東京経済情報出版。

鳥羽至英(1987)『監査証拠論』(第2版)，国元書房。

鳥羽至英，秋月信二(2001)『監査の理論的考え方』森山書店。

Wallace(1995), *Auditing* (3rd edn.), South-Western College Publishing.

吉見宏(1992)「再認識過程としての監査」『会計理論学会年報』第6号，69-72頁。

———(1993)「我が国におけるエクスペクテーション・ギャップ問題の現状」『ＪＩＣＰＡジャーナル』第5巻第10号，61-67頁。

———(1994)「我が国におけるエクスペクテーション・ギャップ問題の分析」『會計』第146巻第3号，55-70頁。

———(1996)「監査エクスペクテーション形成の必要性」『會計』第149巻第1号，102-112頁。

———(1998)「期待ギャップ問題の近年の動向」『税経通信』第53巻第6号，267-272頁。

———(1999)『企業不正と監査』，税務経理協会。

———(2001)『ケースブック監査論』，新世社。

Yoshimi, H. (2002a), "Auditing Changes in Japan : From the Minor to the Major", *Critical Perspectives on Accounting*, 12, pp.533-544.

吉見宏(2002b)「期待ギャップ問題と不正監査の拡大」『會計』第162巻第3号，38-48頁。

———(2003)「期待ギャップ問題の展開とその将来」『経済学研究』(九州大学) 第69巻第3・4号，123-132頁。